

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合、広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。

- この調査は、各地方公共団体が令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 令和4年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 令和4年度中に懲戒処分を受けた職員数は3,823人であり、前年度に比べて100人減少している。都道府県等では1,298人(対前年度比157人減)、市町村等では2,525人(同57人増)となっている。
- 行為別にみると、全体では「一般サービス違反等関係」1,754人(45.9%)が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」782人(20.4%)、「公務外非行関係」650人(17.0%)、「監督責任」438人(11.5%)、「収賄等関係」112人(2.9%)、「給与・任用関係」87人(2.3%)、の順となっている。
- 種類別にみると、免職477人(対前年度比38人増)、停職713人(同38人減)、減給1,195人(同101人減)、戒告1,438人(同1人増)となっている。

懲戒処分者数の状況(行為別・種類別)

(単位:人)

| 区 分 | 免 職 | 停 職 | 減 給 | 戒 告 | 合 計 |
|-----------------------------------|--------------|--------------|------------------|------------------|------------------|
| 一般サービス違反等関係 (不適正な業務処理、勤務態度不良等) | 150 (136) | 315 (304) | 629 (783) | 660 (722) | 1,754 (1,945) |
| 交通事故・交通法規違反 (飲酒運転等) | 82 (58) | 134 (153) | 190 (208) | 376 (376) | 782 (795) |
| 公務外非行関係 (金銭関係の非行、傷害・暴行等) | 151 (172) | 231 (255) | 178 (144) | 90 (98) | 650 (669) |
| 収賄等関係 (横領、収賄等) | 90 (64) | 11 (15) | 5 (5) | 6 (0) | 112 (84) |
| 給与・任用関係 (受験採用の際の虚偽行為等) | 4 (9) | 14 (24) | 38 (42) | 31 (18) | 87 (93) |
| 違法な職員組合活動 (争議行為等) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 監督責任 | 0 (0) | 8 (0) | 155 (114) | 275 (233) | 438 (337) |
| 合 計 | 477 (439) | 713 (751) | 1,195 (1,296) | 1,438 (1,437) | 3,823 (3,923) |

(注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 令和4年度中に分限処分を受けた職員数は35,365人であり、前年度に比べて3,538人増加している。都道府県等では13,555人(対前年度比1,049人増)、市町村等では21,810人(同2,489人増)となっている。
- 事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」34,520人(97.6%)が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」546人(1.5%)、「刑事事件に関し起訴された場合」97人(0.3%)、「条例に定める事由による場合」91人(0.3%)、「職に必要な適格性を欠く場合」60人(0.2%)、「勤務実績が良くない場合」51人(0.1%)の順となっている。
- 種類別にみると、免職612人(対前年度比532人増)、降任115人(同11人増)、休職34,631人(同3,003人増)、降給7人(同8人減)となっている。

分限処分者数の状況(事由別・種類別)

(単位:人)

| 区 分 | 免 職 | 降 任 | 休 職 | 降 給 | 合 計 |
|-------------------------|-------------|--------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 勤務実績が良くない場合 | 24 (16) | 27 (25) | — (—) | — (—) | 51 (41) |
| 心身の故障の場合 | 26 (28) | 44 (37) | 34,450 (31,456) | — (—) | 34,520 (31,521) |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 18 (24) | 42 (36) | — (—) | — (—) | 60 (60) |
| 職制等の改廃等により 過員等を生じた場合 | 544 (12) | 2 (6) | — (—) | — (—) | 546 (18) |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | — (—) | — (—) | 97 (101) | — (—) | 97 (101) |
| 条例に定める事由による場合 | — (—) | — (—) | 84 (71) | 7 (15) | 91 (86) |
| 合 計 | 612 (80) | 115 (104) | 34,631 (31,628) | 7 (15) | 35,365 (31,827) |

(注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

| 年度 | 免 職 | 停 職 | 減 給 | 戒 告 | 合 計 |
|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 令和4 | 477 | 713 | 1,195 | 1,438 | 3,823 |
| 3 | 439 | 751 | 1,296 | 1,437 | 3,923 |
| 2 | 436 | 730 | 1,210 | 1,320 | 3,696 |
| 元 | 494 | 829 | 1,354 | 1,567 | 4,244 |
| 平成30 | 532 | 848 | 1,315 | 1,486 | 4,181 |
| 29 | 476 | 791 | 1,232 | 1,372 | 3,871 |
| 28 | 501 | 858 | 1,276 | 1,583 | 4,218 |
| 27 | 481 | 805 | 1,330 | 1,632 | 4,248 |
| 26 | 465 | 885 | 1,392 | 1,670 | 4,412 |
| 25 | 484 | 978 | 1,422 | 1,847 | 4,731 |

【分限処分者数】

(単位:人)

| 年度 | 免 職 | 降 任 | 休 職 | 降 給 | 合 計 |
|------|-----|-----|--------|-----|--------|
| 令和4 | 612 | 115 | 34,631 | 7 | 35,365 |
| 3 | 80 | 104 | 31,628 | 15 | 31,827 |
| 2 | 248 | 118 | 28,433 | 8 | 28,807 |
| 元 | 120 | 116 | 27,284 | 11 | 27,531 |
| 平成30 | 248 | 105 | 25,256 | 6 | 25,615 |
| 29 | 207 | 91 | 24,681 | 4 | 24,983 |
| 28 | 125 | 95 | 24,110 | 6 | 24,336 |
| 27 | 181 | 102 | 24,048 | 3 | 24,334 |
| 26 | 272 | 127 | 24,022 | 1 | 24,422 |
| 25 | 417 | 107 | 23,688 | 1 | 24,213 |

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

〈参考〉懲戒処分者数及び分限処分者数(団体区分別)

【懲戒処分者数】

(単位:人)

| 区分 | 免 職 | 停 職 | 減 給 | 戒 告 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 都道府県等 | 259 | 257 | 392 | 390 | 1,298 |
| 市町村等 | 218 | 456 | 803 | 1,048 | 2,525 |
| 計 | 477 | 713 | 1,195 | 1,438 | 3,823 |

(注) 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等(二以上の都道府県が設立しているものを除く。)が含まれる。

【分限処分者数】

(単位:人)

| 区分 | 免 職 | 降 任 | 休 職 | 降 給 | 合 計 |
|-------|-----|-----|--------|-----|--------|
| 都道府県等 | 8 | 17 | 13,530 | 0 | 13,555 |
| 市町村等 | 107 | 595 | 21,101 | 7 | 21,810 |
| 計 | 115 | 612 | 34,631 | 7 | 35,365 |

(注) 1 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。
 2 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等(二以上の都道府県が設立しているものを除く。)が含まれる。